

## 建設環境委員会

平成23年12月14日（水）

午前10時02分～午後3時29分

議会第4会議室

【出席委員】中野茂康委員長、中山重俊副委員長、久米勝博委員、野口保信委員、  
白倉和子委員、重田音彦委員、永渕義久委員、本田耕一郎委員、  
福井久男委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・建設部 松村建設部長 ほか、関係職員
- ・総務部 伊東総務部長 ほか、関係職員
- ・環境下水道部 竹下環境下水道部長 ほか、関係職員
- ・水道局 金丸水道局長 ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について（議案審査）

○中野委員長

おはようございます。これより建設環境委員会を開催いたします。

先に皆様にお知らせいたします。会議録作成支援システムを使用しますので、発言をされる方は必ず挙手をし、委員長の指名を受けてからマイクの青いボタンを押し、発言していただきますようお願いいたします。

つけ加えますが、マイクは後押し優先ですので、発言後に消す必要はございません。また、委員会の会議録をホームページに公開いたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、委員会の審査日程について、お手元に配付している審査日程で進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですから、この審査日程どおり、当委員会に付託されました議案について審査していきたいと思っております。

また、現地視察については、審査終了後に改めて委員の皆様にお諮りいたします。

環境下水道部と水道局の方は退席されて結構です。

◎関係職員以外退室

○中野委員長

それでは、建設部の議案の説明を求めます。第131号及び第132号議案について説明をお願いいたします。

◎第131号議案 市道路線の廃止について 説明

◎第132号議案 市道路線の認定について 説明

○中野委員長

説明が終わりましたので、御質疑をお受けいたします。

○福井久男委員

資料番号13の11ページ、1ブロックというところのその左のほう、要するに国道34号線とつながっている①と書いてあるところがあるよね、左の一番上。その全体の中で34号線の1ブロックと書いてある下のところに信号機があり、次の交差点に信号機があり、もう1つ信号機がある。この信号機の中で、ゆめタウンの関係で土曜、日曜にここに結構車が並んで、左のほうに、生活道路の中に抜けているというか、そこで事故がやっぱり五、六回起きとって思うさいね。そいけん、その辺の安全対策。カーブミラーも今3カ所つけていただいている。それでもやっぱり起きておる。どうしても新しか道路というのは起きるけん、何かの形で道路の路面表示とか、そういう形の中で生活道路なもんで、ここはやっぱり徐行で行かにかいかんところやんね。それで、抜けたら左に、34号線に西に行けるもんやけん、どうしてもやっぱり車が行くもんで、事故につながるケースがあって、この集落から非常に何とかならんかと。そんなら、これせきましようかというぎ、せいちゃいかんというやろう。だから、交通緩和のためにもあけとったほうがよかさ。それでも安全対策はまた別の話だけん、その辺の中で路面表示とか、次に交差点ありとか、そういうカーブに注意とかという、よう路面表示ばしておるやんね。それから、ゼブラ帯というぎいかんばってん、そういう何かをこの辺の中で、この地域の皆さんと協議をしていただいて、してほしいというのが要望です。考えがあれば。

○姉川道路管理課長

御指摘のとおり、団地内道路につきましては、新しくできた道路ということで、皆さんふなれな部分もあります。新しくゆめタウンに来られたお客様も、なかなか交通渋滞があっているもんで、団地内の道路を通られるケースも多いと聞いております。現実にも、私どもも交差点で事故が多いところを土地区画整理組合のほうと一緒に立ち会ったこともあります。警察と一緒に立ち会いを行わせていただいて、どういうふうな表記がいいのかというのも、今後、そういう箇所につきましては、十分区画整理組合とも協議をいたしまして、対処をしていきたいということで考えております。

○野口委員

ちょっとお伺いしたいんですが、歩道——自転車道路かな、あれは車は通れないんですかね。

○姉川道路管理課長

入り口のほうにバリカーを設置しまして、バリカーにつきましては、緊急車両等が通れる幅があるところは取り除いて緊急車両は通れるということで、通常は自転車と歩行者の

専用の道路となっております。

○中野委員長

野口委員、いいですか。ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に第136号議案について説明をお願いいたします。

◎第136号議案 嘉瀬団地建替（RC-3建築）工事請負契約の締結について 説明

○中野委員長

説明がありましたので、御質疑を受けたいと思います。

○久米委員

ちょっと入札のことでお伺いいたしますけれども、この前の勉強会でも、うちの会派の議員から質問があっていましたが、第1回の競争入札で、入札不調で全6業者がちょっと失格になったわけですね。そして、失格の業者が再度入札できるという、そこが、要するにみんなわからんというわけですよ。どういうシステムで入札できるんですか。

○小柳契約検査課長

入札は同じ案件でございますが、1回目は一般競争入札、2回目は指名競争入札というふうなことで、形的には別の入札の形をとっているというふうなことでございます。それをもって、2回目のときにはどうするかというふうなことで検討して、同じ業者でというふうなことにしたところでございます。

○久米委員

要するに、一般競争入札から指名競争入札に変わったから、もう失格業者ではないという取り扱いと理解せんといかんとですかね。

○小柳契約検査課長

はい、そういうふうな取り扱いでございます。

○永渕委員

そういうことであれば、執行部として、6業者が結局、不調に終わったということで、また指名して同じような形になるということも考えられるんじゃないの。何でそこを全員同じ指名にしたのか。本来なら、一般的には設計の変更を若干しますよね、部分的に手を入れて。設計の変更をすれば、金額が変わるということは考えられるけど、同じように1回目やったところが、2回目はそれと全然違う形で入れてくるというのは、何で考えるのかな。普通考えられないことだけでも、どうですか。

○小柳契約検査課長

この案件でございますけれども、発注予定金額が1億5,000万円を超えております。そういうことで、建築一式のA級の業者を対象とした案件でございます。そのとき、1回目でございますけれども、建築一式のA級の登録業者が全部で10社ございますけれども、その中の6社が1回目の競争入札にみずからの意思でもって参加をされております。それから、1回目

の入札で、結果的にその最低制限価格を下回ったということで、失格というふうなことにいたしました。先ほども申しましたように、入札そのものは不備ではなかったというふうなことであったために、1回目に意思表示をされた6社に再度依頼をさせていただいたというふうなことでございます。

○重田委員

普通ですよ、こういうふうには超過で失格したら、もう失格なんですよ。そしたら、ほかの入札の場合も、全部こういうやり方をされているんですか。例えばですよ、もう超過で失格された業者を敗者復活戦というか、反対に今市内では10業者おったということですよ。そしたら、6業者はもうだめだったから、反対に残り4業者を指名してやるというのが普通じゃないんですかね。当たり前ですよ。何か特別、その6業者を入れなければならないような理由があるんですか。

○小柳契約検査課長

1回目に入札をした業者が、先ほど申しましたけれども、1回目は結果的には失格というふうなことになっておりますが、1回目はそれで終わらして、2回目に新たに指名競争入札に切りかえていると。新たな指名競争入札というふうなことで行うときに、入札業務そのものが何かの違法行為とか、そういうふうなことがあってというふうなことであれば、それを見直して、業者を入れかえてというふうなことも考えられるでしょうけれども、最低制限価格を下回ったというふうなことで失格になられたというふうなことであるものですから、入札の不備ではないということで、1回目と同じ業者を指名させていただいたと。1回目に自分の意思で入札希望されているものですから、そのまま引き継いだというふうなことでございます。

○重田委員

指名委員会のあり方というか、普通、指名委員会、どなたが委員長か、その辺をちょっと聞きたいんですよ。基本的に失格というのは何ですか。失格は失格なんですよ。例えば、市内の業者10業者が参加して全部失格で、ただ地元を入れないといかんということで、10業者全部入れましたというならわかるんですよ。反対に4つ残っているんでしょう。自分の意思でというか、反対に、もうこれとはれんと思うけん入れんということも一つの方法ですよ、指名競争入札の場合は。そいけん、失格とは何か、そして指名委員会というのは何のために指名委員会をするのか、その2点についてお願いします。

○小柳契約検査課長

失格というのは、1回目は一般競争入札をいたしました。そのときに最低制限の価格以上にならなかったというふうなことで、全員を1回目については失格というふうな取り扱いをしております。しかし、2回目につきましては、新たな——案件そのものは同じでございますけれども、一般競争入札ではなくて、指名競争入札というふうな、新たな入札というふうなことで行ったということで、だから、1回目の一般競争入札が最低制限価格に

届かなかったから失格というふうなことで、失格はそれで終わっているというふうなことです。

○重田委員

そしたら、ほかの入札で、例えば、最低金額を下回ったのと、反対に高過ぎてだめ。失格のとは次から基本的にだめですよ。基本的に失格といたらアウトなんですよ。

それと、アウトの人たちばかり集めてまたやるという。失格という、そいけんみんな考えて入るっですよ、失格にならんと。

そしたら、ほかのとも全部、1回目がだめなら、1回が失格で2回目はオーケーですよと言うんですか、例えば違うやり方をするとき。違うでしょう。基本的に失格だったらだめですから、その辺十分ぎりぎりはどこかなと思って、入札やるんですよ。そいけん、失格の意味というのを勝手に自分がそういうふう解釈していいんですか。

○小柳契約検査課長

勝手な考え方ではございませんが、例えば、先ほども議員がおっしゃったように、超過した業者ばかりだったら、逆にその方たちは失格じゃなくて、2回目の入札というふうなことに繋がって行って、入札してもらって、落札までいくというふうなことでございませぬけども、そのときに、同じではないですけども、最低制限価格を下回った方は、その時点でその案件についてはもう失格だから、2回目以降につきましては入札に参加できないという、その失格のニュアンスが若干違うと思えますけども。

○重田委員

それは詭弁じゃないんですか。基本的に同じ業者がそのままやっておつとでしょうもん。次は指名入札。そいけん、違うメンバーも入れて指名をちゃんとやり直したというなら、まだわかりやすいと思うんですよ。ただ、一般競争で6業者入れて、それで全部失格で、そして、そりゃいかんねって。例えば、残り4業者も入れて、10業者でやるということであれば、私はそういう一つの方法かなと思うんですけど、同じメンバーで結果としてやったんでしょ。だから、その6業者を特別に助けなければいけない理由があったんですか。

○小柳契約検査課長

いや、助けるとかそういうふうなことは一切ございません。

○本田委員

話がかみ合っていないと思うんですが、今話を聞いていると、入札をされるほうとしては、何か緊張感を持たなくていいんだなというふうに思うんですよ。もし失格しても、次が指名競争入札であれば参加できるというのであれば、一生懸命、必死になって金額を考えて入札して、とれるかとれないかということをするときに、たぶん普通だったら緊張して、物すごく、失格にらないようにという緊張感を持ってされるんだろうと思うんですけども、今のような一般競争入札で失格しても、指名競争入札だったら、再度応札できるよというような制度なのであれば、もっと気楽にできるんだなと思うわけですが、いわゆる

失格という言葉の定義というのが、何かはっきりしていないような気がするんですね。失格という言葉イコールもう次の入札に参加できないというものじゃないように聞こえますので。

それと、佐賀市の入札制度は全部そういうやり方をしているのかというような気もするんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○小柳契約検査課長

済みません。失格という言葉を使ったのがいけなかったかもわからないんですけど。

(発言する者あり)

例えば、ちょっと中止にせざるを得ないような案件が出てきた場合、それも一般競争入札でやっておいて、そういう案件が出てきた場合は、それは失格ではないんですけども、次に行うときは指名に切りかえて同じ業者で行っているという、そういうふうな案件もございまして、そういうふうなことと同じような形でやっていますけども。

○永渕委員

やはりですよ、公平、公正に入札が行われたということを我々は確認したいわけですね。だから、今、一生懸命聞いているのは、この場合特別にこうなったよではなくて、これは一般的に皆さんが入札しているときに、いつもこういう決まりでやっていますよということを知りたいわけですが、それは何か確認できないの。確認できるものは何かないかと。

○小柳契約検査課長

最低制限を下回ったというケースがそうないもんですから、さっき申しましたような形で、案件をやり直すときに、指名競争入札に切りかえてやるときにも、そういうふうなやり方をしているということで、そういうふうな同じような取り扱いをしたというふうなことでございます。

○永渕委員

何か決まりがきちっとあるなら出してもらいたいということを言っているのと、もし決まりがないなら、指名委員会でどんな話があったか、きちっとそこを。じゃあこうしましょうということで決めたと、今回初めてそうやって、下回ったことがなかったから初めて今度あったということですか。間違ったら後で訂正してもらわないといけないけど、たぶん下回ったこともあったんじゃないの。初めてじゃないんじゃないの。

○小柳契約検査課長

私自身が周りの人に聞いた中でも、こういうふうなケースが今までにあったとは聞いておりません。

○松村建設部長

正確に今、お答えができていない状態でございますので、事例をですね、こういった事例があっているということを再度確認して、説明をさせていただくということで、今からすぐ事例を調べさせますので、ちょっとお時間をいただきたいと思いますが、よろしいで

しょうか。

○福井委員

部長ね、ここの場合、一般競争入札をして、何で指名競争入札にしたかということも含めて。やっぱり一般競争入札でやろうと決めたなら、たとえ、それが最低制限価格以下であっても、また別の形で一般競争入札できると思うさ。そして、何で切りかえたかという理由も含めて。それで、1年分ぐらいの事例をまずみんな出してほ欲しか。そして私たちがそれを判断します。そちらで、これはこうだという説明をしていただいて、中身の精査は私たちがしますから。この案件については、やはり事例というのが——これで、失格はそれで終わったとかね。だから、その終わった人をまた次いいですよという、その文書的なものもあるものかないものかも含めて、それをまず出してほしい。それで、その中で議論しようか。そいぎ、この案件はもう別にしよう。

○中野委員長

それでは、この案件につきましては、後もって事例の説明をしていただきますので、いいでしょうか。

それでは、次に、一般会計補正予算、第108号議案について説明をお願いいたします。

◎第108号議案 平成23年度佐賀市一般会計補正予算（第5号）中、第1条（第1表）歳出第8款、第11款第2項 説明

○中野委員長

説明がありましたので、御質疑をお受けしたいと思います。

○重田委員

済みません。これは当初予算のとき聞いておかなかちゃいけなかったと思いますけど、今度留保分が5%使われたということで、社会資本整備総合交付金、これを見よると、大体55%補助ぐらいかなと思っているんですけど、この内容というか、どういう部分に該当するのかというのをよかったら教えていただければと思いますけど。

この交付金事業ですね、社会資本整備総合交付金事業と、該当するのがどういう事業でどういうのが該当するのかというのがわかったらお願いしたいんですけど。

○志満建設部副部長兼都市政策課長

今回の社会資本整備総合交付金につきましては、これは当初予算でも今言われたとおり計上しておりますけども、道路、河川、下水道、住環境整備が大きな基幹事業として項目がございます。

道路については、今回、カテゴリーといたしまして、県都佐賀市の都市機能強化を支援する整備といたしまして道路分と街路分、河川につきましては、県土全体となった河川事業及び海岸事業による浸水対策の推進に係るもの、あと下水道につきましては、佐賀市における下水道整備と環境の保全等でございます。

また、住環境整備といたしまして、これは佐賀県の社会資本整備計画の中に地域住宅計

画と盛り込んだ内容について、それぞれ交付金をあてがうことになっておりまして、佐賀市では佐賀市の温泉業を、古湯・熊の川を中心とした快適なまちなみ環境の整備計画等に今回交付金が充てられております。

以上でございます。

○永渕委員

29ページ、神水川公園整備事業の中の説明で、パークゴルフ場の業務備品の購入という話がありました。ちょっと今回初めて建設環境委員のほうになったものですから、神水川公園整備事業というのが内容がよくわからないことがあって、わかったら何かこう、ちょっとわかるような一覧、何というの、図面みたいなのがあれば見せてもらいたいと、どういう計画になっているかですね。

それから、あとパークゴルフ場の業務備品というのはどういうものを購入する予定なんですか。

○橋本緑化推進課長

図面的なものは現在準備しておりませんので、後で準備させていただきたいと思います。

それから、備品関係でございますけれども、通常、パークゴルフを行うに当たって、パークゴルフ場の管理棟等における、例えば机とかいすですね、それから、貸し出し用のクラブですね、そういう関係の備品を準備して運営に当たりたいという形をとらせていただいております。

○野口委員

先ほどのパークゴルフ場の件ですが、要するに工事請負費を備品購入費に充てるということですよ。となると、工事のほうは大丈夫なんでしょうか。

○橋本緑化推進課長

工事費の中でそういう部分も当初考慮していたんですが、机とかいす、そういう部分については工事費になじまないということで、今回、備品購入費に組み替えをお願いしているところでございます。

○野口委員

国際基準を満たしたパークゴルフ場ということだったと思うんですが、そういった中で本当にちゃんとしたものができるのかということですよ。そのあたりはどうなんでしょう。

○橋本緑化推進課長

国際パークゴルフ協会等とも打ち合わせをしながら、ゴルフ場の設営につきましては、相談をして設置していくような形をとらせていただいております。

○白倉委員

済みません。1点ですが、28ページなんですけれども、これは当初のときにちょっと記憶になかったもので申しわけありませんが、28ページの8款土木費の下のほうですね、先

ほどちょっと説明を受けた社会資本整備総合交付金のところで、合併特例債が同時に690万円上がっているんですが、街路事業費の部分ですが、上がっているんですが、これは当初からこういう組み方をうちはしていたのか、それとも例えば、国からの内示が足りなかったから合併特例債をここに充てたのか。ほかの整備のところ、特例債の活用というのはどういうふうにご検討されているのかというところをお願いいたします。

○吉原道路整備課長

この街路事業につきましては、事業を開始する時点で、いわゆる補助残の分については合併特例債を活用するというところでスタートしております。

(発言する者あり)

いや、事業そのものは、スタートするときに合併特例債を入れて事業するというところで決めておりました。

○白倉委員

わかりました。もともと合併特例債で組まれていて、それと交付金のところとで金額を分けたという考え方ですね。そしたら、ちょっとごめんなさい。単純な質問で申しわけないんですが、この交付金の内容と合併特例債というのは、どちらが佐賀市にとっては有利になるんですか、後々も含めて。例えば、100%交付金がおりましたら、それにこしたことはないとは思いますが、もともと内示もその辺までいっていなかったということ。ちょっとそこがわからないので。

○吉原道路整備課長

この社会資本整備総合交付金事業といいますのは、国の交付金事業の一つですけども、先ほど説明がありましたけども、55%の交付が来ます。その残りの45%について、その中の95%ですか――が合併特例債を適用すると。その残りの5%については一般財源という考え方です。

○中野委員長

ほかに御質疑ございませんか。

○福井久男委員

28ページ、今の説明の中から見れば、当初予算がこうで減額がこうで復活がこうだというふうに時系列的に並べてくるっぎ、一番わかりよかき。例えば、今言われたように、9月議会で減額補正をしたと。そいぎ、幾らして、その中で幾ら来ましたと、復活したのが。そういう形をしてやらんと、説明責任の中で非常にわかりにくか。そして、特に私たち議会もずっと流れてきとらんで、初めて今来られた方、ずうっとわかっている人はいいですけど、だから説明の仕方が非常にわかりにくいというかな。だから、今質問される側もちぐはぐにならざるを得んかなと。だから、やっぱりそういう形の中で説明をしてくれないと、その分について、例えば、ここに1億円あったよと。そいぎ、5,000万円削られたよ、今度3,000万円復帰したよとか。そいぎ、その部分は全体にこれだけ工事をしたいという。

当初予算のあるやんね。その中でこれだけはしますけど、ここはまだ次年度に送りますよというふうな形で説明してくれんと難しくなるなど。よければそういうことです。

○吉原道路整備課長

道路整備につきましては、道路一般改良と、それから、街路整備事業と両方分かれて交付金事業を活用しておりますけれども、全体的には今年度は道路整備につきましては7路線、街路整備につきましては2路線の事業をしております。

先ほどの白倉委員の御質問の中で、街路整備に絞って説明させていただきますと、大財木原線につきましては、当初、要望としましては1億円ほど要望しておりました。結果的に内示額と国からの決定額が来たのが5,000万円です。内示率としましては50%になります。その50%について、9月議会で5,000万円ほど減額させていただいたところです。

今回、議会が終わりまして、10月に国からの留保解除ということの通知が来まして、佐賀市では1,000円でも2,000円でも全部もらうものはもらうということで臨みまして、それで路線によっては端数がつきましたけれども、街路につきましては、その中の1,600万円ほどをつけております。

先ほどの道路事業も同じく要望しまして、川原扇橋線とか、伊賀屋野中線とかもしましたけれども、全体的には追加予算ということで、先ほどの大財木原線は1,600万円ですけども、ほかの2路線を加えますと4,752万円ほど追加配分を受けたこととなります。

一番初めの削られたという、内示額を落とされたというときの道路事業におけます内示率といいますのは、58.6%ぐらいでありました。それが最終的には68%になってきたということです。

また、街路事業につきましては、若干そういった留保を解除する中で、当初、内示率としては49%ぐらいだったわけですけども、今回の復活で56%ほどに復活したということになって、ほとんど工事に充てるというふうにしています。

○福井久男委員

課長ね、だんだん難しゅうなってきた、あなたの説明が。私が言ったのは、当初予算がこれで、減額をこうされたから、ここはしなくなったと、この工事は。だから、全部事業、事業によってみんな違うんですよ。パーセントはいいんですよ。だから、これを例えば、今のでいって1,600万円なら、ここを5,000万円カットされたけど、その中の1,600万円、これをしますよという説明をしてくれんと、仕事はこけあるじゃない。まずこれ継続やんね。だから、今年度当初に1億円つけたよと、5,000万円カットされたよと、1,600万円ついたよと。1,600万円ついたら、1,600万円どれをしますかというのは、そちらにあると思うさ。でも、それを何も見れない、パーセントだけ。全体の大枠のパーセントだけじゃなくて、やっぱり事業をするのは工事をするからですから、ここの工事をこうしますというのを上の道路工事にしてもこの街路にしてもやっぱり言うてくれんと、パーセントはどうでもいいですよ、金額でわかるけん。5,000万円カットされて1,600万円来ましたよと今

言われたろう。だから、1億円の時には、こことここをしますよやったやん。そのとき、5,000万円だからこれはやめましたと。今度はどこをしますと言ってくれたらわかりよかき。

○吉原道路整備課長

図面がないので、口頭でわかりにくい部分もあるかと思えますけれども、まず……

○福井久男委員

ここ、委員会ですよ、部長。図面がないからとかき、そんな言葉でいいんですか。これは議会軽視ですよ。少なくとも理論武装をしとかんと、お金ですから。だから、それはあってはならないことなんですよ。だから、質問をされるだろうという想定はした上で委員会に向かっていただかんとだめなんですよ。だから、そういうことを要望します。

○吉原道路整備課長

どうも失礼しました。

今回、私ども道路整備課のほうの補正でお願いしている道路が3本、補正を予定しております。道路整備が先ほどの川原扇橋線、それから伊賀屋野中線、それから、街路整備が大財木原線ということで予算の補正をお願いしているところですが、川原扇橋線につきましては、平成23年度、今年度で事業は完了するという予定でございました。すべて完了するという予定でございました。しかし、結果的に佐賀市に交付金の全体額が内示された中で、路線の調整を行う中で、川原扇橋線については全額削減するというところで9月にお願いしてきたところですが、そのうちの4,100万円ほど当初お願いしておったうちの2,100万円ほど充当できるようになっているわけですが、2,100万円につきましては、当初完了するという予定の半分程度の金額ではございますけれども、その中の半分程度、主にこの道路が全長約600メートル余りありますけれども、そのうちの東半分程度を完了させたいというふうに考えております。

伊賀屋野中線につきましては、当初4,200万円を要望しておりまして、これも事業を今年度完了するというところで予定しておりましたけれども、内示額の減額に伴いまして、この路線につきましても、9月で全額減額補正をお願いせざるを得なくなったということですが、今回改めて留保解除ということでございましたので、4,200万円のうちの1,000万円ほどを補正でお願いしたいということで、場所につきましては、一番終点側になりますけれども、伊賀屋地区の県道佐賀脊振線の合流地点から約88メートル程度がまだ未改良でございますので、そこの部分を完成させるということで、あわせて舗装工事もきちっと仕上げるといって意味で200メートルほど見込んでおります。東側から漸次完了の形にしておきたいと。そして、県道に接合したいというふうに考えているところです。

次に、街路整備につきましては、大財木原線で若干の説明はさせていただきましたけれども、当初1億円ほど要望しておりました。内示としては50%、半分の5,000万円ということでございます。社会資本整備総合交付金で街路整備事業、これは実際、大財木原線だけ

じゃなくて、大財藤木線という街路事業もセットで整備をしている関係で、交付金をその中で使用するという予定をしております。

今年度はこの中の大財藤木線の中で予定されています九電の高圧鉄塔、これの移設を考えていたわけですが、これが約1億円余りかかるということで、当初それを見込んで計上していたわけですが、結果的にこの予算がもらえないということがありまして——ちょっと訂正しますけれども、大財藤木線と大財木原線を合わせて2億400万円ほど要望しておりました。その中で約1億円、実質はもう少しかかりますけれども、1億円相当が高圧鉄塔の移設費ということで、これの1億円につきまして、補償とかを中心に充てていくということで考えておりましたけれども、高圧鉄塔の移設そのものが全体で50%しかつかない、約1億円ぐらいしかつかないということなので、高圧鉄塔の移設がもうできないということで、九電とも相談しながら次年度に回すということで、残りの1億円で大財木原線並びに大財藤木線に、特に地権者の関係がございまして、事前の測量調査、協議、そういったものに必要な金額でございまして、主に調査費を中心に予算を組み直したところでございます。

その中で、大財木原線につきましても、今年度、大体大財木原線の一番終点付近の曙橋というものがございまして、そちらのほうから幾らか工事をずっとやってはきておりますけれども、その全延長の中で可能な範囲の工事の一部含めて予定しておりましたけれども、今回、約1億円ついた予算の中で2つの路線に約半分ずつの金額を充当するというので考えております関係で、補償あるいは調査を中心に組み替えざるを得ないということでありますので、今年度は工事の一部、大財木原線はもちろん入りますけれども、この追加分につきましては、264号線の交差点付近から南のほうに少し工事できる区間がございまして、そちらを中心に対応したいというふうに今考えているところです。

全体的には補償を中心に両方とも、5,000万円と5,400万円組んでおりますけれども、補償中心に、あるいは調査中心になるような内容にしてはおります。

今回の補正につきましては、大財木原線につきましては、その工事のできる分の1,600万円を——できるところに1,600万円ほど充当したいと思っております。

それと、さかのぼってですけども、先ほどの道路整備事業の2つの路線についても、工事費として計上させていただきたいというふうに考えているところです。

○福井久男委員

さっきほら、鉄塔がどうとかなんとかというのは、前のときも説明があつたやんね。そいけん、今の1,600万円と上の分の2,100万円とか、1,050万円とかと、この辺の中を当初予算はがんだって、これだけ減額された、このことを説明しますという言い方をしてくれんと、何かこんがらがってくるよ。補正で削られたものはもうしょんなかやんね。そしてまた、復活した分のこれだけの金額やけん、その金額を今のように丁寧にしてくるっきよかばってん、鉄塔がどうだったとやってこらるっき、ああ、鉄塔もまたどがんかないよ

ったとかなとか、非常に説明の仕方というのを少し勉強会をしてください。委員会での勉強会。だから、これはぜひお願いします。もういいです、それは。

○白倉委員

済みません。1点だけ確認させてください。

そしたら、私が先ほど聞いた街路事業費に関しては調査、補償を中心にした1,600万円なのか、実際の工事の1,600万円かということが1つと、それと、ちょっと9月の資料を持ってこなくて申しわけなかったんですが、そのときに合併特例債も減額されているというふうに確認していいわけですね。

○吉原道路整備課長

街路の大財木原線の1,600万円につきましては、全額工事費で考えております。それと、2点目の御質問の合併特例債の件につきましても、9月の時点で一回落としております。

○野口委員

先ほどのパークゴルフ場の件ですが、完成はいつになるんですかね。

○橋本緑化推進課長

現在、ダムが試験湛水をされまして、その後、まだ水が落ちていないということで、事業費については後で御説明しますけども、繰り越しをお願いしていますので、基本的に来年度の12月を目標に完成させたいと思っております。

済みません。先ほど野口委員から御質問のときに、国際パークゴルフという言葉で御説明させていただきましたが、もともとは国際パークゴルフ協会というのがございましたが、現在、日本パークゴルフ協会に移行しておりますので、修正方よろしくお願いたします。

○中野委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、108号議案での説明があっておりませんので、繰り越しについてですね、よろしくお願いたします。

◎第108号議案 平成23年度佐賀市一般会計補正予算(第5号)中、第2条(第2表)第8款  
説明

○中野委員長

説明が終わりましたので、御質疑を受けたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、第136号議案につきましてはの再度の説明はできますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、説明をお願いいたします。

○小柳契約検査課長

申し訳ありませんでした。1回目にですね、この案件については、全ての業者が最低制限価格を下回ったということで、失格という言葉を使ってしまったわけでございますが、全ての業者が最低制限価格を下回ったということで、本当は案件が無効になったというふうなことで言わなければいけない部分をですね、間違っって言ってしまったということで訂正をさせていただきたいと思っております。だから失格という定義は持ち合わせておりません。

それから一般競争入札で最初スタートをして、何で指名競争入札に切りかえたかというふうなことでございますけども、この案件を11月議会で議案として御審議を願ったかっったというふうなことで、それはなぜかと申しますと、嘉瀬団地が、1棟から3棟までございますが、この3つを事業としてですね、入札を行いながら建設を行っておりますが、その期間が、平成22年度から24年度までの3カ年の工事ということで計画をして、国からの交付金も受けているというふうなことがありましたものですから、工期を後にずらすことやりたくないというふうなことからでありまして、そのために一般競争入札から指名競争入札に切りかえたのは、入札に要する期間が短くて済むというふうなことで、それで問題がないというふうなことを判断しましたから、切りかえたというわけでございます。

それから、指名委員会のことですが、第1種の指名委員会にですね、総務、建設、環境下水道、農林水産、企画調整部の各部長・副部長で構成しております1種の指名委員会に諮って決めるわけでございますが、今回はちょっと時間的に余裕がなかったということ等もございまして、決裁による持ち回りでもって、審議をさせていただいたというふうなことでございます。

それから最後でございまして、そういうふうな案件がどれくらいあるかというふうなことでございますが、3年間ぐらいでしかちょっと状況が把握できなかったものですか、3年以内にはですね、同じような案件が1件ございました。それは平成22年4月に川上コミュニティセンターの新築、機械関係の工事が同じように、10業者さんでございましたけれども、一般競争入札をして、全ての業者さんが最低制限にかかったというふうなことで、それを無効にして、指名競争入札に切りかえてというふうなことで、同じ業者で指名競争入札に切りかえて実施をしたというふうなケースが1件ございました。申し訳ないですけども、3年以上の分についてはちょっと把握できなかったものですから、御了承願いたいと思っております。以上でございます。

○中野委員長

再度の説明がありましたので、御質疑を受けたいと思っております。

○本田委員

つまり、失格ではなかったというようなお話なんですけども、失格という言葉、その制度の規定は何なんですか。私は、今話を聞いていて、物すごく都合がいいなというふうに思ったんですけども、失格じゃありませんでした、工事入札のほうが無効でしたというのは、でも、はなから失格という頭があったから失格という言葉を出されたと思うわけで、その

失格という言葉の定義というのがわからないと、いやもうその言葉は関係ありませんよと言われても、なかなか納得ができないんですけどね。どうなんでしょうか。

○小柳契約検査課長

失格という、確かに間違った言葉を使ってしまったが、こういうふうな案件が余らないというふうなこともあってのことです。ご迷惑ですが、こういう言葉を使っているところが全然ないということもないようでご迷惑ですが、しかし、今回私が使った言葉は、佐賀市としては不適格な言葉だったと認識をしたところでございます。

○本田委員

その割にはですよ、さっき失格して一般競争入札から指名競争入札に変わった経緯というのはすごく詳しく、その失格の経緯を含めてお話をされたですよ。何かそういうふうに行われると、物すごく不信感を逆に持つわけですよ。

だから、失格は失格という言葉があるはずで、その定義なりがあるはずなんですよ。いわゆる入札という制度の中ですよ。

だから、その失格ということはどうなことで、どういう影響があるんだということをきちんとしてもらわないと。何か今の話では、結局もう失格という言葉は忘れてくれみたいなね、そういうふうには聞こえるんですけどもね。どうなんでしょうか。

○小柳契約検査課長

済みません。何回も申しわけないんですが、失格という定義を決めてはおりません。持ち合わせておりませんと言わにやいかんですか。

○永淵委員

一応、公平公正かどうかのチェックをせにやいかんわけですから、そういった意味で、きちんとした答弁が欲しいと思うんですが、今のお話ですと、全部今回やりかえた分についての、実際は、第1種の委員会をするべきであったのに、時間がなかったから、各部長・副部長の決裁を持ち回りでやりましたという話でした。

それはそういうことでやっていいということですかね。いつもやってるということですか。持ち回りはいいけど、普通、その部長たちは内容をわかって決裁をされたと思うけども、どういうことをちゃんと説明したんですかね。それがよくわからないんですけど。

時間がなかったという理由ばかりでは通らないんじゃない。時間がなかったら何でもやっていいというわけではないでしょう。

○小柳契約検査課長

各委員さんには御説明をいたしまして、経過がこうですから、こうさせていただきますということをお伝えして決裁をいただいたわけでございます。

○永淵委員

先ほど私が質問したことについて、一切今までそういうことがなかったから、初めてこういうことがありましたのごたる言い方をされたけど、実際はそうじゃなかったでしょう。

あなたの答弁自体が間違っていたじゃないですか。

だから、ますますはっきりきちんとしてもらわないと、これは本当に、契約を認めるというわけにはいかないようになってしまうんじゃないですかね。本当に困りますよ、はっきり言って。ちゃんと説明してほしいんですよ。

○福井委員

持ち回りという言葉。持ち回りは議論されんとですよ。こういう会合だから議論をできるじゃないですか。持ち回りは説明なんですよ。

だから、議論をしてこれでいいという、皆さんがいろいろかんかんがくがくやった中でいいとなって初めて俎上にのるさい。ばってん、持ち回りで2億円のお金を提案されること自体が、ある面では非常に不自然という。

だから、そういう形の中で、先ほど本田委員、失格という言葉にしても私の言葉の間違いでしたと。結構、失格という言葉を使ってきたと思うよ、今までも、そういう形の時きは。

だからこれ、委員長、この案件、ちょっと休憩をとって少し執行部の中の整理をしてくれませんか。これでならうち通すわけにはいかんよ。そいけん、少し整理をしてくれて、そして、その辺も含めて、もしかしたら市長か副市長かを呼んで、その辺のやり方についての謝罪も含めてお願いするかもわかりません。

この案件以外はもうなかね。

○中野委員長

あります。あと第22号及び第23号報告の説明をお願いいたします。

◎報告 説明

○中野委員長

説明がありましたので、御質疑があればお受けいたします。

○本田委員

済みません。22号のほうなんですけど、相手方、これは6割と言われました。33万円。これはよっぽど大きい事故だったんでしょうかね。どうなんですか。歩いていて骨折されたということ、歩いていて穴につまずいて骨折されたという割には、損害賠償額が33万円とえらい高いような気もするんですが、そこら辺の経緯というか、そういうのがわかれば教えていただきたいと思います。

○小野南部建設事務所長

治療期間が5カ月かかりまして、その後の示談交渉にちょっと時間を要して、期間が1年以上かかっております。それと、治療費と、あと入院期間中の休業補償を出しておりますので、その部分で金額が大きくなっております。

○本田委員

余りプライベートに立ち入ってもなんですが、この方、年齢は何十代の方でしょう。若

い方、それとも年配の方なんでしょうか。

○小野南部建設事務所長

60代の女性の方です。

○野口委員

済みません。先ほどの家賃滞納60カ月と言われたんですが、これは金額にして幾らぐらいでしょうかね。

○古賀建築住宅課長

10カ月で132万7,100円となっております。

○中野委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、確認ですけど、建設部におかれましては、第136号議案につきまして再度の説明を求めますので、時間的に午後1時から可能か、ほかの審査後になるものか、その点を伺います。

○松村建設部長

副市長あたりの説明も調整をしたいと思っておりますので、他の部の審査終了後ということをお願いできたらお願いしたいんですが。

○中野委員長

それでは、建設部におかれましては、ほかの部の審査終了後に再度説明を求めますので、よろしく願いいたします。

それでは、建設部の方は退席されて結構です。

◎執行部退室

○中野委員長

委員の方にお諮りいたします。再開の時刻を決めたいと思いますが、午後1時で結構ですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、午後1時に再開いたします。よろしく願いいたします。

◎午前11時50分～午後1時03分 休憩

○中野委員長

それでは、環境下水道部の議案の説明を求めます。

第116号議案について説明をお願いいたします。

◎第116号議案 佐賀市下水道条例等の一部を改正する条例 説明

○中野委員長

説明がありましたので、御質疑を受けます。

○永渕委員

住民の方への説明等はどんな形になっていくんですかね。

○本木下水道企画課長

説明会でございますけども、7月から8月にかけて合計8回の説明会を開催いたしております。また、出席されなかった方に対しましては、説明資料を送付したり、説明のチラシを郵送するなどして周知をお願いしているところでございます。

○野口委員

結局、この算定方法の変更によって全体的には上がるんですよ。具体的に、例えば何人世帯でどれぐらいというのがわかれば教えてください。

○本木下水道企画課長

一般世帯でございますけども、対象世帯数が741軒ほどございます。そのうち、減額世帯が560程度ありまして、75%の割合が減額になるということでございます。

○中野委員長

いいでしょうか。ほかにございませんか。

○本田委員

先ほど説明会を8回されたと言われましたかね。それに出席された方はどれくらいだったのかということと、その中で、例えば反対意見等はなかったのかということちょっと聞きたいんですが。

○本木下水道企画課長

先ほど申しました7月から8月にかけて8回行いましたけども、対象の世帯が、世帯数でいいますと1,160世帯程度になります。それに対しまして参加が142ということで、参加率が12%程度ということになっておりました。

そういったことで、先ほど申しましたように、不参加者に対しては説明会の資料等を送らせていただいたということでございます。

それと、意見でございますけども、地下水を利用されているところもでございますけども、そういったところについては認定水量が多いんじゃないかというような御意見とか、また、簡易水道の地区については、洗車や散水にも水を使うので、そういったやつを減らしてもらえんかというような御意見が出ておりました。

○野口委員

先ほどの私が言ったのの関連ですが、75%の人が減るということですよ。じゃあ、ふえる人はどういう人なんですか。

○本木下水道企画課長

ふえる方は、簡易水道の地区でございますけども、その一般家庭の分が二十数%ですかね、6%程度平均で上がるというようなことでございます。——あっ、ごめんなさい。地下水利用者の場合がですね、一般家庭の場合、13%程度平均で上がるということでございます。

○下水道企画課職員

主に上がりますのは、富士の南部簡水など、中央簡水とか、水道がありますけれども、そのお客様につきましては、水量によりましては、22年度の実績などから見ますと、一般家庭で26.07%の増になる見込みであります。

地下水御利用の一般家庭につきましては、一般家庭に地下水のメーターをつけることができませんので、ひとり世帯だったら何立米、2人世帯だったら何立米という認定の表がございます。この表を適用しましたら、13.09%の減となります。

あと上がったたり下がったりということになりますと、事業所につきましては、水量の多い少ないというのが今現在わかりませんので、お水を多く使われる事業所につきましては上がる可能性もございます。ただ、事務所だけでお使いのところにつきましては、お水の量が少ないと見込むことができますので、金額が下がる可能性がございます。

○野口委員

地下水を使っていた方は、電気代しか今まで使っていなかったわけですよね。ポンプになるんですかね。それを今回、経過措置はあるにしても、下がる場所があるということですね。地下水を使っていた人だって、今までより下がるということ。

○下水道企画課職員

地下水をお使いのところでも、金額の計算の仕方自体が今まで事務所の床面積をもとにしたもので金額というのが事業所は決まっていたので定額だったんですけども、事務所の大きさにかわるものではなく、使った水量によるというものに完全に切りかわりますので、その量によって下がる場所、上がる場所が出てまいります。

○中野委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次、第117号議案について説明をお願いいたします。

◎第117号議案 佐賀市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 説明

○中野委員長

説明がありましたので、御質疑ございませんか。

○永渕委員

この117号議案というものは、さっきの説明の裏のほうに13上がっておりましたが、これらの全部の変更をするということで条例として上げてあるんですか。

○本木下水道企画課長

全部で13と言いましたけども、佐賀市下水道事業の設置等に関する条例を含めまして、全部で14になります。それは、13本は附則のほうで全部改正するというところでございます。

○永渕委員

この議案に関して言えば、附則について改正する部分についても含めて、これで条例を

変えることができるということですかね、ここで可決すれば。

○本木下水道企画課長

今おっしゃったとおり、附則で全部改正するということでございます。

○中野委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に一般会計補正予算、第108号議案について説明をお願いいたします。

◎第108号議案 平成23年度佐賀市一般会計補正予算(第5号)中、第1条(第1表)歳出第4款第3項 説明

○中野委員長

説明がありましたので、御質疑をお受けいたします。

○野口委員

さっきの光熱水費のマイナス100万円のところをもうちょっと詳しく説明していただけますか。

○大坪衛生センター所長

衛生センターは、し尿を微生物処理しておりますけども、そこから出ます排水、上水でございますけども、この分については下水道のほうに放流しております。各家庭の下水道への接続等が進みますと、し尿の搬入量が減ってくるというところで、それに比例して下水道への放流量が減少するということでございます。

当初、下水放流を7万3,000トン程度見込んでおりましたけれども、確実に5,000トン程度減るところで、金額として100万円を減額補正するものでございます。

○野口委員

申しわけない。私の頭が悪かと思うばってんが、要するに下水処理水が減ること。下水に出る量が減ることですか。いろんな家庭につなが込むわけでしょう。もう1回。

○大坪衛生センター所長

佐賀市衛生センターに搬入されましたし尿、あるいは浄化槽汚泥、これを微生物処理して、搾った汚泥は焼却しておるんですけども、その上水は下水のほうに流しております。当初は河川のほうに流しておったんですけども、平成18年から下水道に接続しております。その量が減りますので……。

○竹下環境下水道部長

ちょっと補足いたしますと、要は下水道につなが込みが多くなったから、くみ取り等が少なくなったと。そのことによって少なくなったということです。

○中野委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に特別会計補正予算、第111号議案について説明をお願いいたします。

◎第111号議案 平成23年度佐賀市公共下水道特別会計補正予算(第3号) 説明

○中野委員長

説明がありましたので、御質疑をお受けいたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これで環境下水道部の審査を終了します。

それでは、建設部のほうがまだ時間が欲しいということでございますので、委員会は休憩して、先に委員研究会を開催したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、よろしくをお願いいたします。

◎午後1時29分～午後2時35分 休憩

○中野委員長

それでは、午前中に引き続きまして建設部の第136号議案について審議を再開いたします。

○松村建設部長

本日午前中の第136号議案の審査におきまして十分な答弁ができず、委員会審議を遅延させたことにつきまして、改めて申し上げございませんでした。

この件に関しまして、契約を所管している総務部長に改めての説明を要請いたしておりますので、入室を許可いただけますでしょうか。

○中野委員長

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。

建設部長より、所管が総務部ということでございます。総務部長より説明を受けたいと思いますが、いかがですか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

それでは、総務部長の入室を許可します。

◎総務部長入室

それでは、総務部長より御説明をお願いいたします。

○伊東総務部長

それでは、私のほうから、まず、委員会運営を混乱させたことにつきまして、まずおわびを申し上げたいと思います。

そこで、今回の指名手続につきましては、指名等の審査委員会が所管しておりまして、この委員長につきましては、私、総務部長が担当しております。そういった点で、大きく

2点について説明とおわびを申し上げたいと思います。

まず1点目につきましては、課長のほうから失格という発言がありまして、まず、この委員会の皆様に御迷惑をかけたということでございます。

失格ということでは、表現をしましたが、中身につきましては、入札参加業者がその入札資格要件を満たしていないというような表現で、まずこれが大きな混乱を与えたというふうに思っております。正しく申しますと、最低制限価格に満たなかった価格を入札したものと、正式に言いますと、そう表現するべきでありましたので、ここが結果的に大きな混乱を招いた原因であると考えているところでございます。

次に、2点目に再入札制度について、まず説明させていただきたいと思います。

その中で、まず、持ち回りという表現をしております。この持ち回りという表現につきましては、この入札制度の信頼そのものを損ねる行為であったというふうに思っております。この辺については二度とこのようなことがないようにおわびを申し上げたいというふうに思っているところでございます。

そして、再入札の2点目につきましては、6社で入札を行いました。再入札についても、不調後、6社で入札を行ったわけでありまして、やはり御指摘があったように、10社全部を指名することもですね、確かに検討すべきであったというふうに考えております。

このような点から、今後再入札につきましては、今回混乱させたことについて、再度おわびをするとともに、この件に関しましては、再入札制度そのものについて見直しを図ることとしたいというふうに考えているところでございます。

どうも申しわけございませんでした。

○中野委員長

それでは、委員の皆様方より御質疑をお受けしたいと思います。

○重田委員

済みません。昨年、平成22年11月議会で、福島議員が入札のあり方について質問されております。それで、基本的に最低制限価格を下回った入札については、失格として取り扱っていきますと、当時の御厨総務部長が答弁されております。それと、すべての業者が下回った場合は、設計をやり直すか、その業者を入れないで入札するという事で答弁されているんですね。業者への説明会では、最低制限価格を下回った場合については、次の再入札は参加できないことを説明しておりますということでは、次で、今の部長の答弁とちょっと整合しないんですね。それも10年ぐらい前に言われたならあれなんですけど、昨年ですね、こういう質問が一般質問であったなということを見て、御厨部長の答弁がそういうふうになっているんですよ。どうなんでしょうか。

○伊東総務部長

そのときの答弁につきましては、最低制限価格を下回った業者とそれ以上の業者がおられました。いわゆる適格な業者がおられましたけども、再入札を行うときには、最低制限

価格を下回った業者については、失格とするという表現でありまして、今回みたいに全部下回ったというところについて、想定していたものではないというふうに考えているところ です。

それと、2点目のやり直すというところでありまして、川上コミュニティセンターみたいなのところにつきましては、設計を見直す時間がございましたので、見直しをして、再入札をやったというふうな経過がございますけれども、今回の場合には、私どもの勝手か もしれませんけれども、今議会にどうしてもお諮りしたいと。そして24年度中に完成させたいという思いがありまして、設計の見直しというところには行かずに、時間短縮というよ うな判断をしたところでございます。

○重田委員

福島議員の質問では、すべての業者が最低制限価格を下回った場合、全員が最低制限価 格を下回っていることを告げて、入札不調としております。それで、その前のとあわせて みたら、もう失格なんですよ。だから、想定して、すべてが最低制限価格より下のとき はどうするのかという質問があつて、そのときは入札不調で、その業者は全部失格ですよ と明確に答弁されているんですよ。そいけん、ルールはルールなんですよ。その辺、総 務部長、急いでいたらルールは破ってもいいんですか。それならルールってね。

だから、こういうふうに、やっぱり議会で答弁されたということは、それに基づいてや っぱりやっついていかんと、そのときそのとき自分たちのいいようにやっついていってら ですよ。

ただ、議会が例えば今回特別にですよ、12月にあるのが、10月にあったので間に合わな いからというのならわかりますけど、当然ながら、12月議会はいつぐらいから大体予定ど おり始まって予定どおり。それにあわせて仕事するのが当たり前であつて、そういう言い 方をしていってらすべて何でもありじゃないんですか。

○伊東総務部長

まず、スケジュール管理につきましては、議員御指摘のとおりだというふうに思います。 我々も、もう少しゆとりを持っておけば、先ほど言ったような再入札を行うときに、設計 の見直しというのを本来かけるべきだったというふうに私も思っておりますので、そこ に ついては、見直しをするべきだと思います。

それと、1点目の不調の場合の欠格ですけども、これは建築の場合と土木の場合が違ひ まして、建築の場合のA級というのが全部で10社しかございませんでしたので、そういっ た判断をさせていただきましたので、先ほど申しましたとおり、再入札のやり方につい ては、きちっとルールをもう一遍見直しを図りたいと。そして、そういった建築と土木の違 いというのも加味しながら、一定のルールを調整していきたいというふうに思っています。

○永渕委員

今話を聞いておられますと、ルールが非常にどうはつきりしているのかわからないとい うことで、当局としてはルールはきちっとしているんですか。

○伊東総務部長

先ほど申しましたように、例えば土木みたいに、20社もいた場合につきましては、例えば10社で不調の場合には、残りの10社ですということにはできますけども、今回の場合、市内にA級とって、これだけの大きな工事をできる業者の数が少ないということもありましたので、こういった判断になりました。ですので、繰り返しになりますけども、その辺のルールをもう一遍、再度、きちっと成文化していきたいと思っているところです。

○永渕委員

現状としては、そのルールがなくて、そのときの話し合いで決まっているという現状ですか。

○伊東総務部長

そうですね。指名審査という形でですね、そういう形で決めております。

○重田委員

済みません。ルールはあるんでしょう。昨年の11月議会で御厨部長が答えたなら、それがルールでしょうもん。それなら、御厨副市長を連れてこんですか。そして、そんならあなた、適当に言ったんですかと。

御厨副市長はそのとき総務部長ですよ。契約検査課を所管する総務部長ですよ。そういうルールがあつて言われたわけだから、当然それはルールでしょうもん。それを今ルールはないというような言い方を。

それと土木と何じゃい、すべての業者において、そういう判断でやっていきますのでとって言われておっけんですよ。例えば、来年また違うやり方をすれば、いや、そのときはそのときで、適当に一般質問だから答えとったと言うんですか。一般質問で答えたということは、やっぱり基本的にそれがルールと私たちは思う。それを信用されんなら、議会というのは成り立たんし、議会と執行部の関係というのはあれけん、もうすべて信用されないですよ。

だから、そのルールが当たり前ですよ。御厨部長が答弁されていること。それを見直していかないといかんじゃなく、ちゃんとかくかくしかじかで前あったけど、今回こういうあれのあるけんが、次からやっぱりしていきますと。だから、次からはそれもあるうけど、少なくとも今の時点では、御厨部長の言葉が生きていると思うですもんね。そいけん、その中でこれをどうするか。契約検査課で普通言われるのは、業者泣かせが非常に厳しいと私たち言われよるですもんね。よく聞くですもん。身内に対してはそんなに甘いんですか。

だから、10業者しかいないというなら、反対に6業者入れているなら、かくかくしかじかであと4業者残っておりますので、それを入れましたと私たちの議会の中で言ってもらえれば、それはもうやむを得ないねと。そのルールに基づいてそうなっているからと言われますけど、反対に自分たちの想定外のことがあったら、適当に自分たちで法を解釈し



月と決まっておりますので、もう少し精査して、事務を進めるべきだったというふうに考えています。

2点目の失格という言葉につきましては、課長が申しましたとおり、我々もその後見ましたけども、きちっとしたの入札公告ですとか、そういった入札の要綱の中には失格という定義がございませんでした。通常使っているような表現であって、ここはかなり調べましたけども、一つありましたのは低入札価格調査制度というのがございます。

そこの中に失格基準というのがございましたけども、これは若干、最低制限価格とは違いますけども、ここに失格という言葉がございましたので、やはり用語の使い方としては不適切であったというふうに考えているところです。

○本田委員

確認しますが、今から先のこういう議論の中で、失格という言葉は正式な言葉としては出てこないというふうに考えていいですか。

○伊東総務部長

はい、きちっとした先ほど申しましたような表現にしていかないと、何かその失格という言葉で入札参加資格要件そのものがないような誤解を与えるということもありますので、そういった表現に改めていきたいと思います。

○永渕委員

先ほど重田委員の質問にありましたけど、ちょっと執行部側のね、答弁がどうもちょっと、はっきりきちっとした形になっていないと思うんですよ、いまだに。

ちょっと一たん休憩して、もう1回きちっとしてもらわんとですね、我々としても何を基準にして今のあれを判断しているのかわからんもんだから一遍休憩お願いします。

○中野委員長

それでは、委員の皆様休憩いいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、一たん休憩いたします。午後3時から再開しますので、よろしく願いいたします。

◎午後2時54分～午後3時14分 休憩

○中野委員長

それでは、委員会を再開いたします。

まず初めに、執行部のほうから御意見ございましたら。

○伊東総務部長

先ほどの重田議員の御発言にもありましたとおり、失格という言葉を含めまして、再入札という言葉からすべて、混乱を招いたというふうに思っています。今回の場合でも、事案でも、予定価格をもう1回見直しておけば、新たな入札ということになったと思いますので、その入札が失格ということと、次に2回目にやったのが、2回目なのか再入札なのか

という言葉の説明自体も非常に不十分で混乱を招いたと思いますので、改めてそういった中身につきましてはきちっと図示をしながら、入札についての説明をしたいと思います。

今回の我々が考えている中身につきましても、先ほど御指摘がありましたとおり、昨年の福島議員にお答えしたような立場では同じであります。

ただ、その時点で、私どもが再入札のときに、2回目再入札をする時点で、予定価格を変更していませんでした。今回の場合、市営住宅という建物だけでしたので、なかなか変更する予定がございませんでした。ですので、2度目の入札をしたような形になってしまったことが大きな混乱を招いていると思いますので、その辺も含めましてきちっと整理をして、研究会等をもし開催していただければ、その中で、今後については説明をさせていただきたいと思っています。以上です。

#### ○福井委員

研究会という形はぜひ必要と思うんですけど、所管がある面ではその分については総務だし、だから、中身の建築とか建設とかというのは建設環境委員会ですけど、やはりこの問題は一般質問の中でも結構出ているし、全体の中でやっぱり議論をする場、だから全協か何かの場で、やはり議会側も執行部側も共有をしないと、なかなかまたこういうことであれば、あのときこうだったとかいう形になってもいかんし、だから、この中で、まず総務委員会とか建設環境委員会で合同でやりながら、そして最終的には全協の場ぐらいで私はやるべきものじゃないかなと。

だから、全体の中で、やはり今まで出たいろいろな議論といいますか、意見、そういうものを精査して、そして、契約検査課として入札のあり方を含めて、こういう場合はこの入札、それも先ほどから部長言われるように、建築の場合と土木の場合、要するに受ける側も、入札する側も、そういう面も含めて、詳細に分離した形の中でやっぱりやっけないと、疑惑を招くというかな。私たちもやっぱり審査せないかん立場ですから、審査して決定をして、前に行くという。

だから、だめだったらだめと言わないかんし、その辺の中で、もう少し私たちも勉強せないかん部分もありますので、ぜひ今、部長言われる形の中で、何らかの形で研究会というものをして、まず皆さん方でたたき台を、ぶれないたたき台をつくってほしいということを要望したいと思いますが、いかがですか。

#### ○伊東総務部長

御指摘のように、議会のたびに一般質問でも入札制度そのものについての御意見がっております。今議会でも2名の方から一般質問を受けたわけでございます。

たびたび見直しはしておりますけども、いろいろと、重田委員からも御発言ありましたとおり、制度の運用についての御不審もあるようでございますので、少なくとも制度全体についても、改めて研究会等を開いていただければ、そういったところも含めまして、説明なり考え方を明らかにしていきたいと思うところであります。

○中野委員長

ほかに委員から御意見は。

○永渕委員

違う問題ですけども、今議会でも非常に話題になりましたが、暴力団の排除条例という問題がありまして、この案件について、そういった検討というのはもうされているんですか。入札の前の段階でされるのかな。

(「ちょっと今のとを全部おさめてしまおう」と呼ぶ者あり)

だから、別の件でと言ったから。

○中野委員長

いや、今の件ですよ。ほかに皆様方からございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

今回の議案審議につきまして、時間がかかりました。きょう、副委員長とも朝話しておりましたけども、委員会説明の中でわかりやすいような説明をしてくれたらスムーズにいくですよというような話もしておりました。どうか、執行部におかれましては、今後、委員会等々、わかりやすい説明をしていただきたいと思います。

それと、今、福井委員からも要望が出ておりました。今回の入札制度のあり方について、もう一度、再度検討をされまして、私どもに、委員会に説明と、また、最終的には全員協議会等も開いていただいて、お互いにこの入札制度の勉強を繰り返し続けていただいて、よりよい市の発展のために努めていただきたいと思います。

これをもちまして審査を終了いたします。

(発言する者あり)

済みません。今の意見に対して、お願いいたします。

○伊東総務部長

今御指摘のとおり、そういった手順を踏んで、再度きちっとお諮りしたいと思います。

○中野委員長

それでは、136号議案でほかに質疑はございませんか。

○永渕委員

136号議案ですね。入札した業者さんのことと、それから契約される前の話ですけど、これは暴力団の排除条例に関してどういうチェックをされているのかね、その辺ちょっと具体的にお話しいただければと思いますが。

○契約検査課契約係長

業者の2年に1回の登録がございますけれども、その際に経営事項審査ということで、国・県におきまして業者のチェックといたしますか、審査があつておりますが、その際に県のほうで、その暴力団等についてのチェックが入っておりますので、県の経営審査事項、建築の許可ですね、もらわれたところを条件としてうちのほうに登録をしていただいております。

りますので、その際にチェックが入っているというところで、工事関係の業者については、そこで判断しております。

ただし、業務委託につきましては、その経営事項審査、建設業の許可の分についてのチェックというのがございませんので、その分につきましてはリストをつくりまして、今、県警のほうに、これは代表者だけのチェックになりますけれども、その分のリストを県警のほうにお出しして、チェックをしていただいているようなところで、オーケーのところを登録しているというふうな状況でございます。以上でございます。

○永淵委員

チェックをした結果、そういう問題がなかったということで、今回指名業者も選ばれて、落札業者をこうやって出されているということですね。

もう1つですね、佐賀市と裁判で係争中とかということもちょっと聞いたような話があるんですが、そういう問題についてチェックするということはないんですか。その業者と佐賀市の関係。

○契約検査課契約係長

これまで係争中等につきましての、うちのほうからチェック等をしたことは多分ないと思います。今もやっておりません。

○永淵委員

明確な内容として確認したわけではないので、非常にあいまいで申しわけないんですが、そういった佐賀市と以前にトラブルがあった場合なんかは、指名の業者とか、それから契約する以前とか、何かチェックするというような形が何かあるんですか。今、システム的にはないのかな。ないということですか。

○契約検査課契約係長

直接そういった事案じゃないですけど、ない限りは事前にチェックをするということにはございません。

○白倉委員

一連の話の流れも、執行部の答弁も十分に聞きました。

そこで、ちょっと数点質問させていただきたいんですが、今回、2回目の指名競争入札というのは、これ指名競争入札という言葉自体は非常にちょっとあいまいだったもので、このことに関して、例えば、これにかかわらずにでも、こういった事例というのは割と頻繁にあるんですか。執行部のほうからのちょっと考えを。

委員会を招集をせずに決裁で回すというふうなことがあるのかどうかというのと、それと、今回に限り本当に庁舎内の会議として時間がなかったのかどうかというところの、そのところの——ただ開かなかったです、開かなかったですというところだけしかちょっと聞いていないので、そのところのしっかりしたちょっと言葉を私としては聞かせたいと思います。

○契約検査課契約係長

今、白倉委員言われたのは、その指名の競争入札の起案でということですか。

(発言する者あり)

どういうふうにしているかということでお答えすればよろしいですか。

○中野委員長

済みません。その案件はある程度審査は済んでいると思いますが。

○白倉議員

わかっています。わかっています。だから、その上に立ってちょっと聞かせてください。

今後のところにもきちっと織り込んでもらわないかんことなので、委員会を開かずに決裁で持ち回りするというふうな事例が結構あるんですかと。安易にあるようなことなんですかということをお聞きしたいなと思います。

○伊東総務部長

私が1種の指名審査の委員長ですけども、ことしに入っては今回だけです。

○中野委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これで建設部の審査を終了いたします。

これで当委員会に付託されました議案の審査を終わります。

引き続き、委員の皆様にお諮りいたします。現地視察はいかがですか。どういたしますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

はい、なしということですので、以上で本日の建設環境委員会は終了いたします。